

## 熊本市中小企業信用保証料補給要綱

制定	昭和47年	4月	1日	市長決裁
改正	平成12年	3月22日		市長決裁 (略)
	平成19年	9月14日		市長決裁
	平成20年	11月19日		市長決裁
	平成21年	3月12日		市長決裁
	平成21年	12月15日		市長決裁
	平成22年	3月30日		市長決裁
	平成23年	3月22日		市長決裁
	平成23年	7月	1日	経営支援課長決裁
	平成24年	3月26日		市長決裁
	平成24年	8月30日		産業政策課長決裁
	平成25年	3月29日		市長決裁
	平成26年	3月31日		市長決裁
	平成26年	4月24日		農水商工局長決裁
	平成27年	3月30日		市長決裁
	平成27年	10月	1日	農水商工局長決裁
	平成30年	3月29日		市長決裁
	令和元年	9月26日		商業金融課長決裁
	令和2年	5月	7日	市長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、熊本市（以下「市」という。）が実施する中小企業融資制度要綱に基づく制度資金を受ける中小企業者が、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証を付して、金融機関から借り入れたとき、その借入に係る信用保証料（以下「保証料」という。）の一部又は全部を市が負担することにより、中小企業の負担軽減と振興に寄与することを目的とする。

### (補給に関する事務)

第2条 補給に関する事務の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

### (補給の対象となる融資制度及び保証料)

第3条 補給の対象となる融資制度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熊本市中小企業小口資金融資制度
- (2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度
- (3) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度
- (4) 熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度
- (5) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度
- (6) 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度

2 補給の対象となる保証料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 融資制度の借入れの際に生じる保証料

### (補給金の額)

第4条 補給額は、次の各号に掲げるとおりとし、次条に規定する申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

- (1) 熊本市中小企業小口資金融資制度 協会が算出した保証料に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、円単位に切り捨てた額）
- (2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度 協会が算出した保証料に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、円単位に切り捨てた額）。ただし、熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度要綱第10条に該当する小規模企業者及び熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者（別記様式1を提出すること。）にあっては、協会が算出した保証料の全額とする。
- (3) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度 熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後1年以内の者及び熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号に該

当する者は、協会が算出した保証料の全額とする。

(4) 熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度 協会が算出した保証料の全額

(5) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度 協会が算出した保証料の全額

(6) 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度 協会が算出した保証料に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを円単位に切り捨てた額）

（補給の申請及び決定）

第5条 協会は、補給について、信用保証料補給申請書兼請求書（様式第1号）に保証料補給金請求明細リスト（様式第2号）を添付し、申請するものとする。

2 協会は、当月分の補給について翌月末日までに前項の申請を行うものとする。ただし、借入実績の確認に時間を要する等の事情により未申請の補給が生じた場合、借入日に属する会計年度末日までに申請することができるものとする。

3 市は第1項に規定する申請を適正と認めるときは、当該申請に係る補給を決定し、申請を受けた月の末日までに支払うものとする。ただし、3月分の補給については、4月末日までに支払うものとする。

（補給額の返還）

第6条 第3条に規定する融資を受けた中小企業者が、その金額を一括返済したときは、熊本県信用保証協会信用保証料徴収規定（昭和40年6月1日制定）第4条第2項に基づき、協会は市から補給を受けた金額を返戻するものとする。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

2 平成15年7月2日から平成17年3月31日の間、第4条第1項第1号の規定にかかわらず、熊本市起業化支援資金融資制度にかかる保証料については、全額を補給するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年2月24日から施行する。

2 第3条第6号の規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時まで熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置第3条第1項第5号及び第6条の規定による融資の適用については、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 第3条第6号の熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度（熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱第3条第1項第5号に該当する場合に限り補給の対象とする。）の取扱については、改正前の熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置（熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置第3条第1項第5号に該当する場合に限り補給の対象とする。）の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

2 第3条第7号の熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度（熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱第3条第1項第5号に該当する場合に限り補給の対象とする。）の取扱については、改正前の熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置（熊本市中小企業経営安定資金融資制度要綱の特例措置第3条第1項第5号に該当する場合に限り補給の対象とする。）の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

2 第3条第8号の規定については、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 第3条第8号の規定については、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 第3条第2項第2号及び第5条第2項の規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第3条第8号の規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項第2号及び第5条第2項の規定については、平成24年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第3条第8号の規定については、平成24年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 熊本市経営向上小口資金融資制度にかかる保証料については、平成23年4月1日保証承諾分から平成24年3月31日融資実行分において、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、全額を補給するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項第2号及び第5条第2項の規定については、平成25年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第3条第8号の規定については、平成25年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 熊本市経営向上小口資金融資制度にかかる保証料については、平成24年4月1日保証承諾分から平成25年3月31日融資実行分において、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、全額を補給するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第3条第8号の規定については、平成26年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 熊本市経営向上小口資金融資制度にかかる保証料については、平成25年4月1日保証承諾分から平成26年3月31日融資実行分において、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、全額を補給するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に実行される融資に係る補給額について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に実行される融資に係る補給額について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第2号及び同条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に実行される融資に係る補給額について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に保証される融資に係る補給額について適用する。